

福岡市公報

令和2年6月25日 第6685号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 条	次— 例	ページ
○福岡市手数料条例の一部改正（第40号）	1
○福岡市拠点文化施設条例（第41号）	2
○福岡市介護保険条例の一部改正（第42号）	11
○福岡市中央卸売市場業務条例の一部改正（第43号）	12
○福岡市公園条例の一部改正（第44号）	14
○福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限 に関する条例の一部改正（第45号）	17

条 例

福岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第40号

福岡市手数料条例の一部を改正する条例

福岡市手数料条例（昭和35年福岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 10の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改め、「。以下「番号法による特定個人情報の提供等に関する省令」という。」を削り、「又は番号法による特定個人情報の提供等に関する省令」を「又は同令」に改め、同表10の2の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市拠点文化施設条例をここに公布する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第41号

福岡市拠点文化施設条例

(設置)

第1条 多彩な舞台芸術の公演及び多様な市民の文化芸術活動等の場を提供することにより、本市における文化芸術の振興及び文化芸術を通じた交流の促進を図り、もって心豊かな市民生活の実現と都市の魅力向上に寄与するため、福岡市拠点文化施設（以下「拠点文化施設」という。）を福岡市中央区天神五丁目に設置する。

(事業)

第2条 拠点文化施設は、前条の設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化芸術の振興及び文化芸術を通じた交流の促進に係る企画及びその実施に関すること。
- (2) 舞台芸術の公演及び市民の文化芸術活動等のための施設の提供に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、拠点文化施設の設置の目的の達成に必要なこと。

(施設)

第3条 拠点文化施設に大ホール、中ホール、文化活動・交流ホール、リハーサル室・練習室、駐車場その他の施設を置く。

(開館時間及び休館日)

第4条 拠点文化施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の許可)

第5条 拠点文化施設の施設（別表第1に掲げるものに限る。）を専用的に利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、前項の許可に際して、拠点文化施設の管理上必要な条件を付することができる。

(許可の基準及び取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をせず、又は既にした許可を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）が拠点文化施設の設置の目的に反する利用をし、又は許可利用者等（許可利用者及び同項の許可を受けようとする者をいう。以下この条において同じ。）にそのおそれがあるとき。
- (2) 許可利用者等がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 許可利用者等が他の拠点文化施設を利用する者（以下「利用者」という。）に迷惑をかけ、若しくは拠点文化施設の施設若しくは附属設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 許可利用者等が拠点文化施設の管理上の指示又は指導に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、拠点文化施設の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の措置によって許可利用者等が損害を受けても、本市はその責めを負わない。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、拠点文化施設の施設の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけ、若しくは拠点文化施設の施設若しくは附属設備を損傷し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 拠点文化施設の管理上の指示又は指導に従わない者
- (3) 拠点文化施設の管理上支障があると認められる者

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第8条 許可利用者は、拠点文化施設の施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはなら

ない。

(特別な設備)

第9条 許可利用者は、あらかじめ市長の許可を受けて拠点文化施設に特別な設備をすることができる。

2 市長は、拠点文化施設の管理上必要があると認めるときは、許可利用者の負担において拠点文化施設に特別な設備をするよう命じることができる。

3 許可利用者は、前2項の設備を、第5条第1項の許可の期間の満了前にその負担において撤去し、原状に復さなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

4 許可利用者が前項本文の規定による撤去を行わないときは、市長がこれを行い、撤去に要した費用を当該許可利用者から徴収する。

(許可利用者の管理義務)

第10条 許可利用者は、利用期間中その利用に係る拠点文化施設の施設及び附属設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(許可利用者の原状回復義務)

第11条 許可利用者は、拠点文化施設の施設の利用を終了したとき(第6条第1項の規定により許可を取り消されたときを含む。)は、速やかに自己の責任において拠点文化施設の施設を原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償等)

第12条 利用者がその責めに帰すべき事由により、拠点文化施設の施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入り)

第13条 許可利用者は、拠点文化施設の管理の業務に従事する者が職務のため当該利用に係る施設に立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、拠点文化施設の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者が行う拠点文化施設の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第5条に規定する利用の許可に関する業務
- (3) 第6条第1項に規定する利用の許可の取消しに関する業務
- (4) 第7条に規定する利用の制限に関する業務
- (5) 拠点文化施設の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
(利用料金)

第15条 許可利用者又は駐車場を利用する者からは、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が定める料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者が定める方法により徴収する。

- (1) 大ホール、中ホール、文化活動・交流ホール、リハーサル室・練習室及びエントランスホール 別表第1に定める額
- (2) 駐車場 別表第2に定める額
- (3) 拠点文化施設の附属設備 規則で定める額

2 指定管理者は、利用料金の額を定める場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときも、また同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

5 指定管理者は、規則で定める特別な理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、規則で定める特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定)

第16条 市長は、拠点文化施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、拠点文化施設の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しな

ければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 拠点文化施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 拠点文化施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める基準
(指定等の告示)

第17条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに規則で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。

(指定の取消し等)

第18条 法第244条の2第11項に規定する指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 第16条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。
- (3) 次条に規定する管理の基準を遵守しないとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるとき。

2 前条の規定は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

(管理の基準)

第19条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従って適正に拠点文化施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の原状回復義務等)

第20条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定

により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなった拠点文化施設の施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 指定管理者がその責めに帰すべき事由により、拠点文化施設の施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第21条 第14条第1項の規定により拠点文化施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条、第6条第1項及び第7条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、拠点文化施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(供用開始日)

- 2 この条例の施行にかかわらず、拠点文化施設の供用は、規則で定める日から開始する。

(指定管理者の不在等の期間における利用料金の取扱い)

- 3 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合その他指定管理者が不在等となった場合には、指定管理者が不在等となった日（以下この項において「基準日」という。）から新たに指定管理者を指定する日の前日又は管理の業務の停止を命じた期間が終了する日までの間については、市長は、第15条第1項及び第4項の規定にかかわらず、基準日前に指定管理者が定めていた利用料金の額に相当する額を使用料として、許可利用者から徴収する。

- 4 市長は、前項の場合において、規則で定める特別な理由があると認めるときは、同項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定の特例)

5 第16条の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に拠点文化施設の指定管理者を指定する場合には、市長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定した民間事業者を指定することができる。

別表第1

1 ホール

区 分		単 位	金 額
大ホール	一般利用	平日	220,000 ^円
		土日祝	264,000
	興行利用等	平日	568,000
		土日祝	682,000
中ホール	一般利用	平日	88,000
		土日祝	105,600
	興行利用等	平日	227,200
		土日祝	272,800
文化活動・交流ホール	一般利用	平日	16,500
		土日祝	19,800
	興行利用等	平日	33,000
		土日祝	39,600

2 リハーサル室・練習室

区 分	単 位	金 額
リハーサル室・練習室	1日につき	28,000円

3 エントランスホール

区 分		単 位	金 額
エントランスホール	一般利用	1日1平方メートルにつき	200 ^円
	興行利用等		400

備考

- 1 「興行利用等」とは許可利用者が入館者から入場料を徴収する場合その他の規則で定める場合の利用をいい、「一般利用」とはそれ以外の利用をいう。
- 2 「土日祝」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。
- 3 この表に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 次に掲げる場合 規則で定める額
 - ア 大ホール、中ホール、文化活動・交流ホール又はリハーサル室・練習室を第5条第1項に規定する利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合
 - イ 大ホール又は中ホールを練習又は準備のために利用する場合
 - ウ 大ホールの1階席以外の客席を利用しない場合
 - (2) 大ホール、中ホール又はエントランスホールにおいて物品販売を行う場合 この表に定める額に規則で定める額を加算した額
- 4 第9条第1項又は第2項の規定により許可利用者が特別な設備をした場合において、電気、水道又はガスを使用したときは、当該許可利用者からそれぞれの料金の実費相当額を徴収する。

別表第2

区 分	単 位	金 額
普通自動車	1台1回につき30分まで ごとに	200 ^円
大型自動車等	1台1回につき1日まで ごとに	4,000

備考 「普通自動車」とは道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車を、「大型自動車等」とは同条に規定する大型自動車，中型自動車及び準中型自動車をいう。

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第42号

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例

福岡市介護保険条例（平成12年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限の3日前までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日」を「市長が別に定める日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の福岡市介護保険条例第18条第2項の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第43号

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第37条中「せり売」の次に「若しくは入札の方法」を加える。

第47条第1項中「せり売」の次に「又は入札の方法」を、「せり直し」の次に「若しくは再入札」を加える。

第49条第1項第1号及び第2項第1号中「せり売」の次に「又は入札の方法」を加える。

第58条第3項中「売買参加者」の次に「その他前2項に規定する者以外の者」を加える。

第69条第1項中「卸売業者市場使用料、仲卸業者市場使用料及び」を削る。

別表第1卸売業者市場使用料の項及び仲卸業者市場使用料の項を削る。

別表第2卸売業者売場使用料の項中「270円」を「1,260円」に改める。

別表第3中

種 別			
卸売業者売場使用料	突堤東卸売場棟，突堤北卸売場棟，仮設卸売場棟及び魚函倉庫棟の卸売業者売場	1月1平方メートルにつき	170円
	突堤西卸売場棟の卸売業者売場	1月1平方メートルにつき	180円
	長浜卸売場棟及び東卸売場棟の卸売業者売場	1月1平方メートルにつき	260円

を

種 別			
卸売業者売場使用料（西卸売場棟の卸売業者売場に係るものを除く。）		1月1平方メートルにつき	435円

に

改め、同表買荷積込所使用料の項から屋上使用料の項まで及び会議室使用料（鮮魚市場会館の会議室に係るものを除く。）の項を削り、同表西卸売場棟使用料の部卸売業者売場使用料の項中「260円」を「435円」に改める。

別表第4市場施設使用料の項中「7,005,000円」を「13,321,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

福岡市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第44号

福岡市公園条例の一部を改正する条例

福岡市公園条例（昭和33年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「又は第6項」を「の許可（別表第1の3に掲げる公園に係るものを除く。）又は同条第6項」に、「別表第1の3」を「別表第1の4」に改める。

第10条第1項中「別表第1の4」を「別表第1の5」に改める。

第23条の2第2項第5号中「第23条の7」を「第23条の8」に改める。

第23条の9を第23条の10とし、第23条の6から第23条の8までを1条ずつ繰り下げる。

第23条の5第1項第2号中「第23条の3第3項各号」を「第23条の4第3項各号」に改め、同条を第23条の6とする。

第23条の4を第23条の5とし、第23条の3を第23条の4とし、第23条の2の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第23条の3 第4条第1項の許可（別表第1の3に掲げる公園に係るものに限る。）を受けた者からは、別表第1の4に定める額の範囲内において、指定管理者が定める料金（以下「利用料金」という。）を徴収する。

2 指定管理者は、利用料金の額を定める場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときも、また同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。

- 4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することがある。
- 6 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。附則に次の見出し及び2項を加える。

(指定管理者の不在等の期間における利用料金の取扱い)

- 5 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合その他指定管理者が不在等となつた場合には、指定管理者が不在等となつた日（以下この項において「基準日」という。）から新たに指定管理者を指定する日の前日又は管理の業務の停止を命じた期間が終了する日までの間については、市長は、第23条の3第1項及び第4項の規定にかかわらず、基準日前に指定管理者が定めていた利用料金の額に相当する額を使用料として、同条第1項に規定する者から徴収する。
- 6 市長は、前項の場合において、特別の理由があると認めるときは、同項の使用料を減免することができる。

別表第1の4を別表第1の5とする。

別表第1の3中「公園使用料」の次に「又は利用料金」を加え、

使 用 料

を

金 額

に改め、同表を別表第1の4とし、別表第1の2の次に次の1

表を加える。

別表第1の3

公園名	須崎公園
-----	------

別表第2 須崎公園野外音楽室の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から附則第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後のこの条例による改正後の福岡市公園条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の3に掲げる公園の利用についてこの条例による改正前の福岡市公園条例（以下「改正前の条例」という。）第6条の2の規定により使用料として徴収された金銭は、改正後の条例第23条の3第1項の規定により利用料金として徴収されたものとみなす。

（施行日前における利用料金の額の承認等）

3 指定管理者は、この条例の公布の日以後においては、施行日前においても、施行日以後の改正後の条例別表第1の3に掲げる公園の利用に係る利用料金の額について改正後の条例第23条の3第2項の規定の例により市長の承認を受けることができる。

4 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。
（指定管理者の指定の特例）

5 改正前の条例第23条の3の規定にかかわらず、附則第3項からこの項までの規定の施行の日以後最初に改正後の条例別表第1の3に掲げる公園の指定管理者を指定する場合には、市長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定した民間事業者を指定することができる。

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月25日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第45号

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中洲中島町地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

那珂六丁目地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画那珂六丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------------	--

別表第1 橋本二丁目地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

橋本駅周辺地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画橋本駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------------	--

別表第2 中洲中島町地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

那珂六丁目 地区地区整備 計画区域	北側ゾーン	(1) マージャン屋、ばちこ 屋、射的場、勝馬投票券発 売所及び場外車券売場 (2) 風俗営業（風俗営業等の 規制及び業務の適正化等に 関する法律（昭和23年法律 第122号）第2条第1項第 5号に該当するものを除 く。）及び性風俗関連特殊 営業に供する建築物 (3) 法別表第2（い）項第1 号から第3号までに掲げる 建築物 (4) 法別表第2（り）項第2 号及び第3号に掲げる建築 物					
	南側ゾーン	(1) マージャン屋、ばちこ 屋、射的場、勝馬投票券発 売所及び場外車券売場 (2) 風俗営業（風俗営業等の 規制及び業務の適正化等に 関する法律第2条第1項 第5号に該当するものを除 く。）及び性風俗関連特殊 営業に供する建築物 (3) 法別表第2（い）項第1 号から第3号までに掲げる 建築物 (4) 法別表第2（り）項第2 号及び第3号に掲げる建築 物					

別表第2 愛宕浜一、四丁目地区地区整備計画区域の項、飯氏地区地区整備計画区域の項及び北原・田尻地区地区整備計画区域の項中「第135条の21各号」を「第135条の22各号」に改め、同表橋本二丁目地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

<p>5,000 (バス停留所の上屋その他これに類する建築物であって、公益上必要な建築物の敷地を除く。)</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱(歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、広場、歩行者用通路等の利用上支障がないもの及び公衆便所、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物又は建築物の部分であって、公益上必要であり、かつ、歩行者の通行上支障がないものに係る部分を除く。)</p>	<p>福岡広域都市計画道路博多駅五十川線、福岡広域都市計画道路博多駅春日原2号線及び都市計画の計画図において壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する水路並びに市道那珂2045号線及び市道那珂2046号線の各一部との敷地境界線</p>	<p>2</p>		
<p>1,000 (バス停留所の上屋その他これに類する建築物であって、公益上必要な建築物の敷地を除く。)</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱(歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、広場、歩行者用通路等の利用上支障がないもの及び公衆便所、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物又は建築物の部分であって、公益上必要であり、かつ、歩行者の通行上支障がないものに係る部分を除く。)</p>	<p>市道那珂2046号線及び市道那珂2049号線との敷地境界線</p>	<p>1</p>		

<p>橋本駅周辺 地区地区整 備計画区域</p>	<p>拠点ゾーン ー 1</p>	<p>(1) マージャン屋、ばちこ 屋、射的場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場及び勝 舟投票券売所 (2) 危険物の貯蔵又は処理に 供する建築物（鉄道事業に 供するもの及び専ら危険物 の貯蔵又は処理以外の用途 に供する建築物に附属する ものを除く。） (3) 風俗営業（風俗営業等の 規制及び業務の適正化等に 関する法律第2条第1項第5 号に該当するものを除く。） に供する建築物 (4) 一戸建ての住宅（福岡広 域都市計画道路井尻姪浜線 に接する敷地に限る。）</p>					
	<p>拠点ゾーン ー 2</p>	<p>(1) マージャン屋、ばちこ 屋、射的場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場及び勝 舟投票券売所 (2) 危険物の貯蔵又は処理に 供する建築物（鉄道事業に 供するもの及び専ら危険物 の貯蔵又は処理以外の用途 に供する建築物に附属する ものを除く。） (3) 風俗営業（風俗営業等の 規制及び業務の適正化等に 関する法律第2条第1項第5 号に該当するものを除く。） に供する建築物 (4) 一戸建ての住宅（福岡広 域都市計画地区計画の変更 （令和2年福岡市告示第90 号）の告示があった日又は福 岡広域都市計画土地区画整 理事業橋本駅前土地区画整 理事業による仮換地の指定 若しくは換地処分の際、現 に一戸建ての住宅の敷地と して使用されている土地（一 戸建ての住宅以外の建築物 の敷地として使用されるに 至ったものを除く。）に建築 するものを除く。）</p>	<p>敷地面積 が500平方 メートル未 満の建築物</p>	<p>10分の 10</p>			

500						
500(鉄道事業に供する建築物の敷地を除く。)		建築物の外壁又はこれに代わる柱(政令第135条の22各号の一に該当する建築物若しくはその部分、壁を有しない自動車車庫(建築物に附属するものに限る。))又は鉄道事業に供する工作物に係るものを除く。)	福岡広域都市計画道路姪浜飯盛線、福岡広域都市計画道路橋本戸切線及び市道橋本3503号線並びに福岡広域都市計画道路戸切通線及び市道橋本884号線の各一部との敷地境界線	2		

沿道ゾーン ー 1	<p>(1) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所</p> <p>(2) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（石油類の販売に供するもの及び専ら危険物の貯蔵又は処理以外の用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(3) 一戸建ての住宅（福岡広域都市計画道路井尻姪浜線に接する敷地に限る。）</p>					
沿道ゾーン ー 2	<p>一戸建ての住宅（福岡広域都市計画道路井尻姪浜線に接する敷地に限る。）</p>					
沿道ゾーン ー 3	<p>(1) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所</p> <p>(2) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（石油類の販売に供するもの及び専ら危険物の貯蔵又は処理以外の用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(3) 風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号に該当するものを除く。）に供する建築物</p>	敷地面積が300平方メートル未満の建築物	10分の10			
住宅ゾーン ー 1						

300						
200						
300(鉄道事業に供する建築物の敷地を除く。)		建築物の外壁又はこれに代わる柱(政令第135条の22各号の一に該当する建築物若しくはその部分、壁を有しない自動車車庫(建築物に附属するものに限る。))又は鉄道事業に供する工作物に係るものを除く。)	福岡広域都市計画道路姪浜飯盛線、福岡広域都市計画道路橋本戸切線及び市道戸切883号線との敷地境界線	1.5		
165		建築物の外壁又はこれに代わる柱(政令第135条の22各号の一に該当する建築物若しくはその部分又は壁を有しない自動車車庫(建築物に附属するものに限る。))に係るものを除く。)	全ての敷地境界線	1		

住宅ゾーン ー2							
-------------	--	--	--	--	--	--	--

別表第2 元岡西地区地区整備計画区域の項中「第135条の21各号」を「第135条の22各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>165(鉄道事業に供する建築物の敷地を除く。)</p>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱(政令第135条の22各号の一に該当する建築物若しくはその部分、壁を有しない自動車車庫(建築物に附属するものに限る。))又は鉄道事業に供する工作物に係るものを除く。)</p>	<p>全ての敷地境界線</p>	<p>1</p>		
--------------------------------	---	-----------------	----------	--	--

